

○湖北環境衛生組合監査委員条例

〔平成30年4月1日
条例第3号〕

湖北環境衛生組合監査委員条例（昭和60年条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第202条及び第292条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査期日の通知）

第2条 監査委員は、法第199条第2項、第4項及び第5項の規定による監査を行うときは、その期日の7日前までに管理者に通知するものとする。

2 監査委員は、法第199条第7項及び第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、その期日の7日前までに管理者に通知するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（請求又は要求に基づく監査）

第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項の規定による監査の請求又は要求があった場合において監査を行うときは、当該請求又は要求があった日から60日以内に監査結果報告書の提出を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

（現金出納の検査）

第4条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月末日に行う。ただし、その日が休日若しくは日曜日に当たるとき、又は特別の事由があるときは、この限りでない。

（決算書類の審査）

第5条 監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算及び証書類等並びに基金の運用状況を示す書類が審査に付されたときは、60日以内に意見書を管理者に提出しなければならない。

（健全化判断比率等の審査）

第6条 監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が審査に付されたときは、60日以内に意見書を管理者に提出しなければならない。

（職員の賠償責任の監査等）

第7条 監査委員は、法第243条の2第3項又は第8項後段の規定により管理者から監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるとき、この限りでない。

（報告、公表等）

第8条 法令の定めるところにより行う監査、検査又は審査の結果の報告、公表又は通知は、監

査，検査又は審査の終了後速やかに行わなければならない。

2 前項の公表その他法令に定める告示は，管理者の告示の例によって行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか，監査委員に関し必要な事項は，監査委員が定める。

附 則(平成30年4月1日条例第3号)

この条例は，平成30年4月1日から施行する。